

| 意見の対象 | 主な御意見の概要 | 御意見に対する考え方 | |
|-------------------------|--|---|--|
| 第1章 総論 | 再生可能エネルギーの拡充という目的があるからと環境影響評価をないがしろにしないような記述を追記すべき。 | ご指摘の趣旨については、第1章の総論全般において記述しているため原案のとおりとします。 | |
| | 脱炭素社会の実現について、具体的な動きが進んでいることを記載すべき。 | | |
| | 事業者は「このような理由により環境影響が小さいことから、環境影響評価手続きの中で取り扱わない」ことを説明するべきであることを記載されたい。また、環境影響を生じるおそれがある環境要素については、本ガイドラインの記載にかかわらず評価の対象とすべきことを記載されたい。 | | |
| | 「地域住民等の意見を聴いてその理解を得ることが重要」の趣旨が不明瞭ではないか。 | | 御意見を踏まえ、表現を適正化しました。 |
| | 1章2(2)において、ガイドラインの対象を「本ガイドラインで扱う開発済みの土地とは、特定の目的のために一連の土地の形状の変更が既に実施された土地（特定の目的のための建築物、工作物等が設置されたものを含む）をいう。」としているが、2章2(1)では「既存の工作物等は既に撤去済みである。」とされており、表現を整理すべき。 | | 御意見を踏まえ、表現を適正化しました。 |
| | 「個々の事業への本ガイドラインの適用については、地域特性及び事業特性を十分に踏まえ、事業者が自ら判断することとする。」との趣旨が不明瞭ではないか。 | | 環境影響評価法に基づく環境影響評価において、環境影響評価の項目については、事業者が事業特性や地域特性を踏まえつつ選定することとなっていることを入念的に記載したものです。 |
| | 人為的に開発された場所として、工場用地等の造成地とゴルフ場を同列に置くべきではない。開発された場所の定義を再検討すべき。 | | 人為的に開発された場所はゴルフ場跡地や造成地以外にも様々な場所が想定されますが、本ガイドラインでは、これらの二つの場所の立地特性等に基づいてそれぞれの環境影響評価の合理化の考え方を整理することとしました。 |
| 第2章 合理化の検討 造成地の事業の想定 | 「…土地の造成及び樹木の伐採を…行う場合であっても限定的である場合を対象に…整理する。」の「限定的」の範囲や規模を明示すべき。 | 総論では、本ガイドラインで対象としたゴルフ場跡地や造成地の立地特性等に基づいて環境影響評価に係る評価項目の選定の合理化について整理するという基本的な考え方を示しています。具体的な評価項目の選定の考え方については、第2章で、想定した事業を記載し、整理しました。 | |
| | 「既に開発が行われた土地に設置する場合には、未開発の森林に設置する場合に比べて事業の実施に伴う環境への影響が限定的であると考えられる」と一括りにすべきではない。 | | |
| | 造成、伐採を新たに行わないものが対象であることを明示すべき。 | | |
| | 「主に裸地で樹林等の自然は回復していない」ことを想定しているが、草本植物が生え草原環境または湿地環境になっていることも想定に入れる必要がある。 | | |
| 造成地の事業の想定 | 草原・湿地環境となっている場合を想定すれば、動植物への影響は限定的とは言えない。想定する造成地（工場跡地等）の環境を再度、検討する必要がある。 | 本ガイドラインは、一定の想定のもとに環境影響評価の項目の選定に係る合理化の考え方を整理したものです。当該記述は本ガイドラインの検討において想定した事業の特性を示したものであって適用条件を限定するための記述ではありません。なお、個別事業における環境影響評価の項目の選定については、本ガイドラインを参考に、当該事業の事業特性及び地域特性を把握した上で、当該特性を踏まえて検討することとなります。 | |
| | 「新たな地形改変（造成工事）や、大規模な樹木の伐採を行わず、既存のコースを活用してパネル設置を行う」について、「新たな地形改変（造成工事）を極力低減した事業」として、最低限必要となる地形改変や造成工事については列挙の上で許容すべき。また「大規模な樹木の伐採を行わない」について、「林地開発許可の適用にならない（≒規制民有林の伐採面積が1ha未満となる）事業」として明示すべき。 | 御指摘の趣旨を踏まえ、「新たな地形改変（造成工事）」を「新たな土地の造成（大規模な切土・盛土や埋立等）」に修正し、関連する記述について表現を適正化しました。 なお、各事業における工事の内容は一律ではないため、想定される事業内容として具体的な工事内容を網羅的に列挙することは困難です。個別事業の環境影響評価手続きにおいて、事業特性及び地域特性を踏まえて環境影響評価の項目の選定について検討してください。 | |
| | 造成地の騒音のうち稼働騒音について、「近傍に民家等が存在しない場合には、選定しないことが可能である。」のように、限定的に非選定とできるようにすべき。 | 本ガイドラインは、7頁に示した造成地における事業を想定して合理化の考え方を整理したものであり、その趣旨が明確となるように関連する記述を適正化しました。 | |
| 造成地の評価項目の考え方 | 造成による建設機械の稼働による大気環境について、評価項目の選定を検討する（本ガイドラインの合理化の対象とはしない。）に変更すべき。 | 個別事業における環境影響評価の項目の選定については、本ガイドラインを参考に、当該事業の事業特性及び地域特性を整理した上で、当該特性を踏まえて検討することとなります。 | |
| | 造成地の搬出入による大気環境について、「評価項目の選定を検討する（本ガイドラインの合理化の対象とはしない。）」に変更すべき。 | | |
| | 施設稼働による騒音について「評価項目の選定を検討する（本ガイドラインの合理化の対象とはしない。）」に変更すべき。 | | |

| 意見の対象 | 主な御意見の概要 | 御意見に対する考え方 |
|--------------|--|--|
| (つづき) | <p>水の濁りの項目については、事業計画において十分な沈砂池を整備すること(既設の調整池を適切に浚渫する等の維持管理でも可)を前提として明示している場合に限るべき。</p> <p>施設存在による水の濁りについて、「評価項目の選定を検討する(本ガイドラインの合理化の対象とはしない。)」に変更すべき。</p> <p>造成地の反射光について、必須項目として「評価項目の選定を検討する(本ガイドラインの合理化の対象とはしない。)」に変更すべき。</p> <p>施設存在による反射光について、「評価項目の選定を検討する(本ガイドラインの合理化の対象とはしない。)」に変更すべき。</p> <p>地形改変及び施設存在による動物・植物への影響について、「評価項目の選定を検討する(本ガイドラインの合理化の対象とはしない。)」に変更すべき。</p> <p>地域を特徴づける生態系への影響について、「評価項目の選定を検討する(本ガイドラインの合理化の対象とはしない。)」に変更すべき。</p> <p>造成地に係る環境影響評価の項目の選定の考え方(全体版)に示された※の9項目について、「評価項目として選定を検討する(本ガイドラインの合理化の対象としない)」に修正すべき。また、造成に伴う建設機械の稼働による大気環境(粉じん等・騒音・振動)への影響3項目については「評価項目の選定を検討する(本ガイドラインの合理化の対象とはしない。)」に変更すべき。</p> <p>ふれあいの活動の場について、事業計画において主要な輸送経路を明示し、その近傍にふれあいの活動の場がないことを確認された場合には選定しないことが可能とすべき。</p> <p>「地形改変及び施設存在に係る動物・植物への影響について、選定しないことが可能である。」および「地形改変及び施設存在に係る生態系への影響について、選定しないことが可能である。」を「選定する。」に変更すべき。</p> | (つづき) |
| 埋立地に関するコラム | <p>コアジサシは環境が安定していれば長期に渡って同じ場所で繁殖する事例が多いため、「環境が安定していれば長期間繁殖する」と修正すべきである。</p> <p>コアジサシの飛来や繁殖の可能性がある場合には、その保護および生息環境の保全を検討すべきであり、「適切な対応をとることが望ましい」を「適切な対応を取るべきである」に変更する必要がある。</p> | <p>御意見を踏まえ、修正しました。</p> <p>コアジサシについては一律に対応を求める趣旨ではなく、参考として対応の具体例を示す記載であることから、原案のままとします。</p> |
| 造成地の地域特性の把握 | <p>工場跡地においても、その地域に特有な裸地または草地生態系が成立していることを前提に予備調査等で現地の状況を確認し、そのうえで評価項目として選定すべきかどうかを判断する必要がある。</p> <p>原則として選定し、例外的に非選定とすべき。既存資料の収集や聞き取り、現地踏査等の結果を評価して初めて、評価項目として選定しないと判断できるはずである。</p> | <p>当該箇所は、7頁に示した造成地における事業を想定して合理化の考え方を整理したものであり、その趣旨が明確となるように関連する記述を適正化しました。</p> <p>なお、個別事業における環境影響評価の項目の選定にあたっては、事業の事業特性及び地域特性について必要な範囲で把握することとされており、当該特性を踏まえ、本ガイドラインを参考に検討することとなります。</p> |
| ゴルフ場跡地の事業の想定 | <p>充足することが実態上不可能な条件(例えば「新たな土地改変は行わない」は除外するか一部例外事項を明記すべき。また条件の内容が曖昧なものについてより明確化・具体化すべき。</p> <p>ゴルフ場の想定について、内容をより明確化・具体化すべき。</p> <p>雨水の浸透・排水等について、現行基準に合致している場合は合理化の対象であると明確化すべき。</p> <p>丘陵地等に立地し、敷地内には緩やかなアップダウンが存在する」の定義が曖昧なため前提条件から除外すべき。</p> | <p>御指摘の趣旨を踏まえ、「新たな地形改変(造成工事)」を「新たな土地の造成(大規模な切土・盛土や埋立等)」に修正し、関連する記述について表現を適正化しました。</p> <p>なお、各事業における工事の内容は一律ではないため、想定される事業内容として具体的な工事内容を網羅的に列挙することは困難です。個別事業の環境影響評価手続きにおいて、事業特性及び地域特性を踏まえて環境影響評価の項目の選定について検討してください。</p> |

| 意見の対象 | 主な御意見の概要 | 御意見に対する考え方 |
|-----------------|--|--|
| ゴルフ場跡地の評価項目の考え方 | <p>ゴルフ場跡地の各項目において、「近傍に民家等が存在する場合には、必要に応じて選定することが想定される。」としている項目については、「近傍に民家等が存在しない場合には、選定しないことが可能。」と、抑制的な表現とすべき。</p> <p>造成に伴う建設機械の稼働による大気環境（粉じん等・騒音・振動）への影響は、“評価項目の選定を検討する（本ガイドラインの合理化の対象とはしない。）”に変更すべき。</p> <p>ゴルフ場跡地の施設の存在に係る水の濁りについては、事業計画において排水施設の維持管理を適切に行うことを明記し、環境影響評価図書の記載事項として電気事業法の指導の根拠とされることを前提に、非選定とすることができるようにすべきである。</p> <p>搬出入による大気環境への影響について、“評価項目の選定を検討する（本ガイドラインの合理化の対象とはしない。）”に変更すべき。</p> <p>施設稼働による騒音について、“評価項目の選定を検討する（本ガイドラインの合理化の対象とはしない。）”に変更すべき。</p> <p>ゴルフ場跡地の水の濁りの項目については、事業計画において十分な沈砂池を整備すること(既設の調整池、コースの池等を適切に浚渫する等の維持管理でも可)を前提として明示している場合に限るべきと史料する。</p> <p>施設存在による水の濁りについて、“評価項目の選定を検討する（本ガイドラインの合理化の対象とはしない。）”に変更すべき。</p> <p>ゴルフ場跡地の反射光について、選定しないことを前提とするのではなく、「周辺に住家等が存在しない場合には、選定しないことが可能である」と限定的にすべき。</p> <p>無条件の選定項目から除外するのは反対であり、“評価項目の選定を検討する（本ガイドラインの合理化の対象とはしない。）”に変更すべき。</p> <p>パネルの反射光による影響について、住居に近接する場合に限定するのは間違いであり、“評価項目の選定を検討する（本ガイドラインの合理化の対象とはしない。）”に変更すべき。</p> <p>土地の安定性について「過去のゴルフ場運営期間中において、ゴルフ場内での土砂災害が無かった」或いは「ゴルフ場起因で発生した周辺への土砂災害が無かったこと」等、より具体的に定めるべき（或いは前提条件から除外すべき）。</p> <p>ガイドライン案のゴルフ場跡地については、地形変化があってもなくても従来通り、動物・植物・生態系の項目を選定すべき。</p> <p>生態系への影響が十分考えられる。このため、“評価項目の選定を検討する（本ガイドラインの合理化の対象とはしない。）”に変更すべき。</p> <p>生態系においても、原則として選定し、例外的に非選定とすべき。既存資料の収集や聞き取り、現地踏査等の結果を評価して初めて、評価項目として選定しないと判断できるはずである。</p> <p>「ゴルフ場跡地に地域を特徴づける生態系が形成されている可能性は高くなく」というのは、前頁の囲みと矛盾する。</p> <p>ゴルフ場跡地は、使用されなくなって数年から数十年経つと、自然環境が少しずつ復活してきて、豊かな生態系が育まれてくる場所もあるため、合理化は不適切である。</p> <p>眺望環境への影響が考えられる。このため、“評価項目の選定を検討する（本ガイドラインの合理化の対象とはしない。）”に変更すべき。</p> | <p>本ガイドラインは、16頁に示したゴルフ場跡地における事業を想定して合理化の考え方を整理したものであり、その趣旨が明確となるように関連する記述を適正化しました。</p> <p>個別事業における環境影響評価の項目の選定については、本ガイドラインを参考に、当該事業の事業特性及び地域特性を把握した上で、当該特性を踏まえて検討することとなります。</p> |

| 意見の対象 | 主な御意見の概要 | 御意見に対する考え方 |
|--------------------------------|--|---|
| (つづき) | <p>ゴルフ場跡地に係る環境影響評価の項目の選定の考え方(全体版)に示された※のうちの11項目については、「評価項目として選定を検討する(本ガイドラインの合理化の対象としない)」に修正すべき。また、造成に伴う建設機械の稼働による大気環境(粉じん等・騒音・振動)への影響3項目については「評価項目の選定を検討する(本ガイドラインの合理化の対象とはしない。)」に変更すべき。</p> <p>「地形改変及び施設存在に係る動物・植物への影響について、選定しないことが可能である。」および「地形改変及び施設存在に係る生態系への影響について、選定しないことが可能である。」を「選定する。」との記述に変更すべき。</p> | (つづき) |
| ゴルフ場跡地の地域特性の把握 | <p>まず生息状況に配慮すべき種が生息しているかどうかを確認すべき。「確認を行うことが重要である」を「確認を行うべきである」に変更することが必要である。</p> <p>原則として選定し、例外的に非選定とすべき。既存資料の収集や聞き取り、現地踏査等の結果を評価して初めて、評価項目として選定しないと判断できるはずである。</p> <p>地域に特有な草地生態系が成立していることを前提に予備調査等で現地の状況を確認し、そのうえで評価項目として選定すべきかどうかを判断する必要がある。</p> | <p>当該箇所は、16頁に示したゴルフ場跡地における事業を想定して合理化の考え方を整理したものであり、その趣旨が明確となるように関連する記述を適正化しました。</p> <p>なお、個別事業における環境影響評価の項目の選定にあたっては、事業の事業特性及び地域特性について必要な範囲で把握することとされており、当該特性を踏まえ、本ガイドラインを参考に検討することとなります。</p> |
| 環境影響評価の項目の選定の考え方(全体版)(p15、p26) | <p>「基本的に評価項目として選定しないことが可能である。」ではなく、「評価項目の選定を検討する(本ガイドラインの合理化の対象とはしない。)」に変更すべき。</p> <p>「基本的に評価項目として選定しないことが可能である」とあるが、既存情報や聞き取り、現地調査を行ったうえで判断されるべきことなので、「文献調査や現地踏査の結果、評価項目として選定しないことが可能である」とする必要がある。</p> <p>「基本的に評価項目として選定しないことが可能となる」とされている環境アセス評価項目については、「原則として評価項目としての選定は不要である」との記述にすべき。</p> <p>項目選定の考え方(全体版)について、「基本的に非選定とすることが可能」「選定不要」とされた項目についても、詳細については各項目の記載を参照する旨の注記が必要。</p> | 御意見を踏まえ、当該記述について、表現を適正化しました。 |
| その他のご意見 | <p>設置時のみならず、既存の太陽光発電所においても、このガイドライン等に従った是正措置を取るべき。また、設備状態が不良である発電所においては、売電収入を差し押さえたうえで行政庁等による代執行が可能な措置がとれるようにすべき。</p> <p>ガイドラインはもっと厳しくする(出来れば違反した業者には罰則があるなど)べき。また、全国的な基準や法律を作るべき。</p> <p>工場跡地やゴルフ場跡地等の既に人為的に改変された場所に限定しているが、その跡地そのものがすでに周辺に悪影響を及ぼしている場合(斜面が裸あるいは雑草程度しかなく、崩れる恐れがある等)も考えられる。そこにさらにソーラーパネルを設置することで、悪影響が大きくなる懸念もある。</p> <p>基本的には建築物の上にパネルを設置することを推奨するべき。例え過去に土地改変が行われた場所であっても、安易にソーラーパネルが敷設されないようにする手続きが必要。</p> <p>たとえゴルフ場計画地で土地改変がされている場所であっても、現在が緑豊かな場所であれば、その緑を破壊してパネルを敷設するというのは、環境破壊と変わらない。</p> <p>金儲けを企む業者に利するような環境影響評価の合理化は全く不要である。</p> <p>メガソーラーの設置は、すでに建物がある場所に限定すべき。自然環境に手を加える開発は禁止すべき。既存建物の屋根や壁面など「未開発」の場所は日本中にたくさんある。エネルギーを地産地消するためにも、こうした場所を活用した小規模分散発電が望まれる。</p> | 今後の参考とさせていただきます。 |

| 意見の対象 | 主な御意見の概要 | 御意見に対する考え方 |
|-------|--|-------------------------------------|
| (つづき) | <p>多くのゴルフ場は豊かな里山環境に手を入れてつくられている。酸素も生み出さず、保水力もないソーラーパネルを大量に設置することは、これまで以上の環境破壊といえる。希少生物の生息が確認された場合には、速やかに工事を中止できるようにすべき。</p> <p>本来、工場跡地等開発済みの土地、ゴルフ場跡地についても、ほとんどの場合、森林を開発して作られたものだと考えられる。このため、工場跡地等の開発済みの土地についても、もっと厳しく規制しなければならない。</p> <p>一度適法な手続きを経た開発済の事業地について、更にアセスを実施する必要性が本当にあるのかきちんと峻別してほしい。</p> <p>アセスのプロセスが過大な事業者負担とならないように制度設計しないと投資インセンティブを損ねることになる。実際大型開発の事例が法アセスの対象となって以降、ほぼないことがそれを証明している。</p> <p>FIT法の適用は、林地に建設した太陽光発電は対象外にするか、FIT法そのものを廃案にすべき。</p> <p>現状は事業を計画する会社が調査会社を使って報告しているが、環境調査は申請を受けた行政が調査会社に依頼して実施すべき。</p> <p>アセス手続の期間について短縮化すべき。</p> <p>アセスの評価項目が合理化された場合でも、事業者が最も望むアセス期間短縮には寄与しないため、アセス手続についても合理化すべき。行政審査期間を合計180日以内（配慮書：30日以内、方法書：60日以内、準備書：60日以内、評価書：30日以内）とすべき。</p> <p>第2種事業の制度が形骸化しているのではないか。</p> <p>対象事業の規模の要件は、発電出力よりも面積とする方が実際的ではないか。</p> <p>全頁 ガイドラインには頁が記載されていない。</p> <p>「したがって」、「従って」の表現の違いは何か。</p> | <p>(つづき)</p> <p>御意見を踏まえ、修正しました。</p> |